毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
6月20日
（火曜日）

目次

○告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（五件）（厚政課）……一
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……七
土地改良事業施行の同意（農村整備課）……七
保安林予定森林（森林整備課）……七
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（都市計画課）……七
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……八
道路の位置の指定（建築指導課）……九
○公告
平成十八年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）……九
土地改良事業の工事の完了の届出（農村整備課）……一〇
国営農地再編整備事業（豊北地区寺川換地区）の換地処分（農村整備課）……一〇
○選管告示
直接請求に必要な有権者の数……一〇
○漁調委告示
漁業法第六十七条第一項の規定による指示……一一

告示

山口県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二井関成

居宅介護事業者			居宅介護事業所		
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地		名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人周南市社会福祉協議会	周南市速玉町三番一七号		ゆったり熊毛	周南市大字安田三〇の二	訪問入浴介護	平成一八、三、三一

山口県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二井関成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所		
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	指定年月日
美和町	玖珂郡美和町大字生見二一二六		美和町居宅介護支援事業所	玖珂郡美和町大字生見二一二八	平成一五、一二、三一

居宅介護事業者			居宅介護事業所			
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地		名称	所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人アスワン山荘	宇部市大字木田四〇の二二一		特別養護老人ホームアスワン山荘	宇部市大字木田四〇の二二一	短期入所生活介護	平成一二、四、一
社会福祉法人愛世会	〃　大字山中一二六の一		センチュリー21デイサービスセンター	〃　大字山中一二六の一	認知症対応型通所介護	平成一八、〃　〃
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五		いしいケア・クリニックデイサービスセンター	岩国市室の木町一丁目一番五〇号	〃	〃　〃　〃

〃	〃 〃 〃	デイサービスセンターさくらんぼ川下ケアセンター	〃車町一丁目五番一二号	〃	〃	〃	〃
〃	〃 〃 〃	デイサービスセンターさくらんぼ玖珂ケアセンター	〃玖珂町五〇四五の二〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃 〃 〃	デイサービスセンターさくらんぼ坂上ケアセンター	〃美和町渋前九七七の一	〃	〃	〃	〃
〃	〃 〃 〃	デイサービスセンターさくらんぼ平田ケアセンター	〃平田六丁目二九番一号	〃	〃	〃	〃
〃	〃 〃 〃	デイサービスセンターさくらんぼ横山ケアセンター	〃横山一丁目一二番五〇号	〃	〃	〃	〃
周南市	周南市岐山通一丁目一	周南市中央西部老人デイサービスセンター	周南市新地三丁目二番三〇号	〃	〃	〃	〃
有限会社楽さん家	防府市東松崎町四番一六号	24時間宅老所新田の楽さん家	防府市大字新田九六六の一	認知症対応型共同生活介護	〃	〃	〃
社会福祉法人恒和会	柳井市伊保庄一の四	グループホームゆうわ苑	柳井市伊保庄一の四	〃	〃	〃	〃
大平有限会社	〃中央一丁目八番一号	もみの木グループホーム	〃中央一丁目八番一号	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二　井　関　成

特定福祉用具販売事業者 名称	特定福祉用具販売事業者 主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所 名称	特定福祉用具販売事業所 所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター厚南	宇部市大字妻崎開作一一三の三	平成一八、四、一
サンケン実業株式会社	宇部市神原町二丁目二番九号	サンケン実業株式会社ひまわり宇部	〃神原町二丁目二番九号	〃 〃 〃
株式会社メディス	大阪市北区西天満三丁目三番七号	株式会社メディス岩国支店	岩国市御庄四丁目一〇六の七	〃 〃 〃
有限会社メディカルサービス	周南市大字須々万本郷二四六〇の五	有限会社メディカルサービス	周南市大字須々万本郷二四六〇の五	〃 〃 〃

山口県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二　井　関　成

介護予防事業者 氏名又は名称	介護予防事業者 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	介護予防事業所 所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター厚南	宇部市大字妻崎開作一一三の三	介護予防訪問介護	平成一八、四、一
〃	〃 〃 〃	アイリスケアセンター西岐波	〃大字西岐波一五四五の一	〃	〃 〃 〃
社会福祉法人アスワン山荘	宇部市大字木田四〇の二二一	アスワン山荘ヘルパーステーション	〃大字木田四〇の二二一	〃	〃 〃 〃
医療法人和同会	〃大字西岐波二二九の三	宇部西ヘルパーステーション	〃大字際波二八七の一	〃	〃 〃 〃
株式会社河村福祉サービス	〃相生町四番二号	株式会社河村福祉サービス	〃大字西岐波四四〇一の四	〃	〃 〃 〃
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン山口宇部ケアセンター	〃寿町二丁目五番一六号	〃	〃 〃 〃

社会福祉法人神原苑	宇部市神原町二丁目一番二二号	神原苑上宇部ホームヘルパーステーション	〃宮地町五番四〇号	〃	〃
〃	〃	〃	〃神原町二丁目四番四〇号	〃	〃
〃	〃	〃	〃中央町三丁目二番五号	〃	〃
特定非営利活動法人きょう・生	〃常盤台二丁目二番一〇号	ケアセンター共生	〃野原一丁目一六番一五号	〃	〃
社会福祉法人宇部市厚生事業会	〃野原一丁目一六番一五号	好生園ヘルパーステーション	〃浜町二丁目一番三号	〃	〃
医療法人博愛会	〃上町一丁目四番一一号	さるびあヘルパーステーション	〃琴芝町二丁目四番二〇号	〃	〃
社会福祉法人宇部市社会福祉協議会	〃琴芝町二丁目四番二〇号	社会福祉法人宇部市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	〃大字中宇部一九六四	〃	〃
有限会社フレンドサービス	〃大字中宇部一九六四	フレンドサービス	〃大字船木八三三の三	〃	〃
社会福祉法人扶老会	〃大字船木八三三の三	扶老会ヘルパーステーション	〃五十目山町四番八一号	〃	〃
医療生活協同組合健文会	〃五十目山町一六番二三号	ヘルパーステーションはばたき	〃開一丁目七番七号	〃	〃
社会福祉法人むべの里	〃大字東須恵三二〇の一	むべの里在宅福祉サービスセンター上宇部	〃川添三丁目四番二四号	〃	〃
有限会社上宇部ケアセンター	〃川添三丁目四番二四号	有限会社上宇部ケアセンター	〃大字船木四四二の一	〃	〃
社会福祉法人宇部市社会福祉協議会	〃琴芝町二丁目四番二〇号	宇部社協くすのきヘルパー事業所	岩国市室の木町三丁目六番一二号	〃	〃
社団法人岩国市医師会	岩国市室の木町三丁目六番一一号	岩国市医療センター医師会病院ヘルパーセンター	〃麻里布町四丁目一六番二号	〃	〃
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン岩国中央ケアセンター			

株式会社メディス	大阪市北区西天満三丁目三番七号	株式会社メディス岩国支店	〃御庄四丁目一〇六の七	〃	〃
有限会社スリーエス山口	岩国市南岩国町一丁目一七番三一号	スリーエス訪問介護事業所岩国	〃南岩国町一丁目一七番三一号	〃	〃
有限会社渡辺薬局	〃今津町四丁目三番二号	有限会社渡辺薬局在宅ケアサービス	〃麻里布町二丁目一番九号	〃	〃
社会福祉法人周南市社会福祉協議会	周南市速玉町三番一七号	周南市社会福祉協議会くま	周南市大字安田三〇の二	〃	〃
社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	〃大字久米七五二の四	鼓ヶ浦ケアセンターはぁと	〃大字久米七五二の四	〃	〃
社会福祉法人周南北部福祉会	〃大字須万本郷二八の一	友愛園訪問介護事業所	〃大字須万本郷二八の一	〃	〃
有限会社メディカルサービス	〃二四六〇の五	有限会社メディカルサービス・訪問介護部門	〃二四六〇の五	〃	〃
社会福祉法人秋芳町社会福祉協議会	美祢郡秋芳町大字秋吉五三一三	社会福祉法人秋芳町社会福祉協議会	美祢郡秋芳町大字秋吉五三一三	〃	〃
社会福祉法人愛世会	宇部市大字山中一二六の一	センチュリー21訪問入浴介護事業所	宇部市大字山中一二六の一	介護予防訪問入浴介護	〃
社会福祉法人宇部市社会福祉協議会	〃琴芝町二丁目四番二〇号	宇部社協くすのき訪問入浴事業所	〃大字船木四四二の一	〃	五、
医療法人博愛会	〃上町一丁目四番一一号	さるびあ訪問看護ステーション	〃浜町二丁目一番三号	介護予防訪問看護	四、
医療生活協同組合健文会	〃五十目山町一六番二三号	虹の訪問看護ステーション	〃五十目山町四番八一号	〃	〃
社会福祉法人むべの里	〃大字東須恵三二〇の一	むべの里訪問看護ステーション	〃大字東須恵三二〇の一	〃	〃
医療法人岩国みなみ病院	岩国市南岩国町二丁目七七番二三号	訪問看護ステーションつくし	岩国市南岩国町二丁目七八番三九号	〃	〃

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター西岐波	宇部市大字西岐波一五四五の一	介護予防通所介護	〃	〃	〃
社会福祉法人アスワン山荘	宇部市大字木田四〇の二二一	アスワン山荘デイサービスセンター	〃大字木田四〇の二二一	〃	〃	〃	〃
医療法人和同会	〃大字西岐波二二九の三	宇部西デイサービス	〃大字際波二八七の一	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人神原苑	〃神原町二丁目一番二二号	神原苑藤山デイサービスセンター	〃西平原一丁目四番五号	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人むべの里	〃大字東須恵三二〇の一	際波デイサービスセンター	〃大字際波六七二の三	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人扶老会	〃大字船木八三三の三	楠園デイサービスセンター	〃大字船木八三三の三	〃	〃	〃	〃
医療法人社団佐藤クリニック	〃寿町二丁目一〇番二〇号	佐藤クリニックデイサービス	〃居能町一丁目二番一三号	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人愛世会	〃大字山中一二六の一	センチュリー２１デイサービスセンター	〃大字山中一二六の一	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人光栄会	〃大字東岐波二二三	日の山園西岐波デイサービスセンター	〃大字西岐波一〇一八の六	〃	〃	〃	〃
〃	〃〃〃	日の山園デイサービスセンター	〃大字東岐波一四四九の一	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人むべの里	〃大字東須恵三二〇の一	ひらきデイサービスセンター	〃開一丁目六番二一号	〃	〃	〃	〃
有限会社フレンドサービス	〃大字中宇部一九六四	フレンドサービス	〃大字中宇部一九六四	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人むべの里	〃大字東須恵三二〇の一	芳玉園デイサービスセンター	〃大字東須恵三四五四の二	〃	〃	〃	〃
株式会社ハッタ商事	下関市彦島本村町四丁目九番一号	まどか苑平原デイサービスセンター	〃西平原二丁目四番八号	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里デイサービスセンター	〃大字東須恵三二〇の一	〃	〃	〃	〃

〃	〃〃〃	むべの里デイサービスセンターはぎわら	〃大字西岐波三六三八	〃	〃	〃	〃
〃	〃〃〃	むべの里デイサービスセンターはら	〃大字妻崎開作一七七〇の三	〃	〃	〃	〃
〃	〃〃〃	むべの里デイサービスセンター藤山	〃東藤曲一丁目五番二八号	〃	〃	〃	〃
〃	〃〃〃	山門デイサービスセンター	〃大字上宇部二九〇一の三	〃	〃	〃	〃
有限会社てご屋	〃常盤台一丁目七番一〇号	有限会社てご屋デイサービスセンター	〃常盤台一丁目七番一〇号	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人宇部市社会福祉協議会	〃琴芝町二丁目四番二〇号	宇部社協くすのきデイサービス	〃大字船木四四二の一一	〃	〃	五、	〃
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	いしいケア・クリニックデイサービスセンター	岩国市室の木町一丁目一番五〇号	〃	〃	四、	〃
社会福祉法人平成記念会	徳島市勝占町松成四六	平成デイサービスセンター平田	〃平田五丁目三一番七号	〃	〃	〃	〃
有限会社渡辺薬局	岩国市今津町四丁目三番二号	有限会社渡辺薬局在宅ケアサービス	〃麻里布町二丁目一番九号	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	周南市大字久米七五二の四	鼓ヶ浦デイサービスセンター	周南市大字久米七五二の四	〃	〃	〃	〃
医療法人山陽会	〃大字大河内二五六の三	三丘温泉デイサービスセンター	〃大字小松原一二三三の三	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人周南北部福祉会	〃大字須々万本郷二八の一	友愛園デイサービスセンター	〃大字須々万本郷二八の一	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人豊徳会	美祢郡秋芳町大字青景一八七三	青景園デイサービスセンター	美祢郡秋芳町大字青景一八七三	〃	〃	〃	〃
〃	〃〃〃〃	秋吉デイサービスセンター	〃〃大字秋吉五三二〇の一	〃	〃	〃	〃

医療法人太白会	宇部市大字東岐波四三二二の一	医療法人太白会シーサイド病院	宇部市大字東岐波四三二二の一	介護予防通所リハビリテーション	〃	〃
医療生活協同組合健文会	〃五十目山町一六番二三号	宇部協立病院	〃五十目山町一六番二三号	〃	〃	〃
医療法人和同会	〃大字西岐波二二九の三	宇部西ショートステイ	〃大字際波二八七の一	介護予防短期入所生活介護	〃	〃
社会福祉法人アスワン山荘	〃大字木田四〇の二二一	特別養護老人ホームアスワン山荘	〃大字木田四〇の二二一	〃	〃	〃
社会福祉法人神原苑	〃二丁目一神原町二番二	特別養護老人ホーム神原苑	〃二丁目一神原町二番二	〃	〃	〃
社会福祉法人愛世会	〃大字山中一二六の一	特別養護老人ホームセンチュリー21	〃大字山中一二六の一	〃	〃	〃
社会福祉法人むべの里	〃大字東須恵三二〇の一	特別養護老人ホームむべの里	〃大字東須恵三二〇の一	〃	〃	〃
社会福祉法人周南北部福祉会	周南市大字須々万本郷二八の一	特別養護老人ホーム友愛園	周南市大字須々万本郷二八の一	〃	〃	〃
社会福祉法人豊徳会	美祢郡秋芳町大字青景一八七三	特別養護老人ホーム青景園	美祢郡秋芳町大字青景一八七三	〃	〃	〃
社会福祉法人むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	ケアハウスあおば苑	宇部市大字東須恵三二〇の一	介護予防特定施設入居者生活介護	〃	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター厚南	〃開作大字妻崎一三の三	介護予防福祉用具貸与	〃	〃
佐々木モータース株式会社	宇部市南浜町二丁目七番二一号	佐々木モータース株式会社	〃南浜町二丁目七番二一号	〃	〃	〃
サンケン実業株式会社	〃神原町二丁目二番九号	サンケン実業株式会社ひまわり宇部	〃神原町二丁目二番九号	〃	〃	〃
株式会社メディス	大阪市北区西天満三丁目三番七号	株式会社メディス岩国支店	岩国市御庄四丁目一〇六の七	〃	〃	〃
有限会社メディカルサービス	周南市大字須々万本郷二四六〇の五	有限会社メディカルサービス	周南市大字須々万本郷二四六〇の五	〃	〃	〃
社会福祉法人愛世会	宇部市大字山中一二六の一	センチュリー21デイサービスセンター	宇部市大字山中一二六の一	介護予防認知症対応型通所介護	〃	〃
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	いしいケア・クリニックデイサービスセンター	岩国市室の木町一丁目一番五〇号	〃	〃	〃
〃	〃	デイサービスセンターさくらんぼ川下ケ	〃車町一丁目五番一二号	〃	〃	〃
〃	〃	デイサービスセンターさくらんぼ玖珂ケ	〃玖珂町五〇四五の二〇	〃	〃	〃
〃	〃	デイサービスセンターさくらんぼ坂上ケ	〃美和町渋前九七七の一	〃	〃	〃
〃	〃	デイサービスセンターさくらんぼ平田ケ	〃平田六丁目二九番一一号	〃	〃	〃
〃	〃	デイサービスセンターさくらんぼ横山ケ	〃横山一丁目一二番五〇号	〃	〃	〃
医療法人和同会	宇部市大字西岐波二二九の三	宇部西グループホーム	宇部市大字際波二八七の一	介護予防認知症対応型共同生活介護	〃	〃
社会福祉法人むべの里	〃大字東須恵三二〇の一	グループホーム際波	〃大字際波六七二の三	〃	〃	〃
有限会社ピーエス興産	〃大字東岐波四三二七の二六	グループホームサンきらら	〃大字東岐波四三二七の二六	〃	〃	〃

社会福祉法人愛世会	〃 中一二六の一	〃 大字山	グループホームセンチュリー21	〃 中一二六の一
社会福祉法人むべの里	〃 須恵三二〇の一	〃 大字東	グループホームひらき	〃 開一丁目六番二一号
〃	〃	〃	グループホーム藤山	〃 一丁目五番二八号
〃	〃	〃	グループホーム芳玉園	〃 須恵三四五四の二
特定非営利活動法人生活へルプセンター宇部	〃 三一〇の五	〃	グループホームむべ	〃 三一〇の五
社会福祉法人むべの里	〃 三二〇の一	〃	グループホーム山門	〃 大字上宇部二九〇一の三
有限会社楽さん家	防府市東松崎町四番一六号	〃	24時間宅老所新田の楽さん家	防府市大字新田九六六の一
医療法人あろう会	岩国市中津町一丁目二四番三号	〃	医療法人あろう会まいホームひまわり	岩国市車町一丁目八番一二号
有限会社サンメディカル	〃 今津町一丁目一〇番九号	〃	グループホームあかしあ	〃 今津町一丁目一〇番九号
医療法人新生会	〃 多田三丁目一〇一の五	〃	グループホームチェリーブラッサム	〃 下三四二の一
医療法人山口平成会	〃 玖珂町一三四〇	〃	グループホームへいせいホーム	〃 玖珂町一三四〇
社会福祉法人最勝会	柳井市日積三二一三	〃	グループホームあそか	柳井市日積三二一三
社会福祉法人恒和会	〃 伊保庄一の四	〃	グループホームゆうわ苑	〃 伊保庄一の四
大平有限会社	〃 中央一丁目八番一号	〃	もみの木グループホーム	〃 中央一丁目八番一号

山口県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二井関成

地域包括支援センター		介護予防支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
防府市	防府市寿町七番一号	防府市地域包括支援センター	防府市寿町七番一号	平成一八、四、一
岩国市	岩国市今津町一丁目一四番五一号	岩国市地域包括支援センター	岩国市室の木町三丁目一番一一号	〃
社会福祉法人豊徳会	美祢郡秋芳町大字青景一八七三	秋芳町地域包括支援センター	美祢郡秋芳町大字青景一八七三	〃
阿東町	阿武郡阿東町大字徳佐中三四一七の二	阿東町地域包括支援センター	阿武郡阿東町大字徳佐中三三八二	〃

山口県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二井関成

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター厚南	宇部市大字妻崎開作一一三の三	平成一八、四、一
サンケン実業株式会社	宇部市神原町二丁目二番九号	サンケン実業株式会社宇部ひまわり	〃 神原町二丁目二番九号	〃
株式会社メディス	大阪市北区西天満三丁目三番七号	株式会社メディス岩国支店	岩国市御庄四丁目一〇六の七	〃

有限会社メディカルサービス	周南市大字須々万本郷二四六〇の五	〃
有限会社メディカルサービス	周南市大字須々万本郷二四六〇の五	〃

山口県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月二十日　　山口県知事　二井関成

土地改良区の名称	認可年月日
下関市豊田町土地改良区	平成一八、六、一二

山口県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年六月二十日　　山口県知事　二井関成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
山口市	沖の原地区	ほ場の整備	平成一八、六、九

山口県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十八年六月二十日　　山口県知事　二井関成

一　保安林予定森林の所在場所

下関市大字井田字上の山二〇一から二〇三まで、二〇四の一、二〇四の二、二〇五から二〇七まで、二〇九、二一〇

美祢市伊佐町伊佐字一ノ森下七五から七七まで、七八の一、七九、八〇、八二、字森下八〇の一から八〇の五まで、一五三、二三六七の一、二三六七の二、字河内神一三四の四一から一三四の五〇まで

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市大字井田字上の山二〇一・二〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

美祢市伊佐町伊佐字一ノ森下七九・八〇・字森下八〇の一・八〇の五・二三六七の一・二三六七の二・字河内神一三四の四四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場（補助競技場）整備工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月二十日　　山口県知事　二井関成

一　維新百年記念公園陸上競技場（補助競技場）整備工事（第一工区）

㈠　工事場所　山口市吉敷地内

㈡　工事の概要

工種	面積
全天候型舗装工	一一、四二〇平方メートル

二　経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

㈠　共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1　建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の㈠の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格がほ装工事のA等級であること。

2　建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（ほ装工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3　出資比率が三十パーセント以上であること。

㈡　共同企業体の代表者の平成十八年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のほ装工事の数値が九百以上であること。

㈢　共同企業体の代表者以外の者の総合評定値のほ装工事の数値が八百五十以上であること。

三　経営規模等入札参加資格の審査

㈠　共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の㈠に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1　共同企業体協定書の写し

2　総合評定値通知書の写し

3　特定建設業の許可通知書の写し

4　委任状

㈡　申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

㈢　申請書等の提出場所

山口土木建築事務所　山口市神田町六番一〇号

㈣　申請書等の提出期間及び時間

平成十八年六月二十日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

㈤　経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月七日までに発送する。

四　その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三―九二二―一〇七〇）にすること。

山口県告示第三百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二井関成

一　区域の名称

山根(1)の①地区

二　区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
岩国市	由宇町	明観寺	四六六四地先	一号
〃	〃	〃	四六六六の一	二号
〃	〃	〃	三二八一	三号
〃	〃	堂合	三三四〇	四号
〃	〃	〃	四九一六の一	五号
〃	〃	〃	三三五八地先	六号
〃	〃	〃	三三五八	七号
〃	〃	〃	三三五八	八号
〃	〃	〃	三三八二	九号

〃	〃	〃	三三八七	十号
〃	〃	上湊原	四九四四	十一号
〃	〃	〃	四九四一の三	十二号
〃	〃	〃	四九〇四地先	十三号
〃	〃	〃	四九〇二の一	十四号
〃	〃	堂合	四九一六の一	十五号
〃	〃	上湊原	四九一四地先	十六号
〃	〃	〃	四八八四の四地先	十七号
〃	〃	〃	四八八八地先	十八号
〃	〃	〃	四八八一の二地先	十九号
〃	〃	〃	四八七七の一	二十号

一　区域の名称
大日比(4)地区
二　区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	仙崎	畑	二四七七の一	一号
〃	〃	迫	一〇〇八の一	二号
〃	〃	〃	一〇一〇	三号
〃	〃	〃	一〇〇八の一	四号
〃	〃	〃	二四五七の七	五号
〃	〃	〃	二四五六	六号
〃	〃	大日比	二一七四	七号
〃	〃	〃	二一七六の二	八号
〃	〃	畑	二四八七の一	九号
〃	〃	〃	二四八六の一	十号

山口県告示第三百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二井関成

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	道路の敷地となる土地の面積（平方メートル）
山陽小野田市大字山川字大緑七七七の一及び七七七の六	六・〇	六六・三	四一一・七二

告示

(三二九) 平成十八年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二井関成

一　試験の日時
平成十八年十一月十八日（土曜日）午前十時から正午まで
二　試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
三　受験願書の受付期間
平成十八年九月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（郵送の場合は、九月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。）
四　受験願書等の提出先
最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書するこ

と。

五　提出書類

㈠　受験願書

㈡　戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者にあっては、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書）

㈢　写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

六　受験手数料

一万五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七　合格者の発表等

㈠　合格者の発表は、平成十八年十二月四日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

㈡　試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八　その他

㈠　受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号　山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を同封すること。

㈡　この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三―九三三―三〇一八）にすること。

（三三〇）　土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二　井　関　成

土地改良事業を行った者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
柳井市土地改良区	余田富農勢地区老朽ため池の整備	平成一二、一一、一五	平成一三、二、二八
岩国市	由西地区かんがい排水	平成一三、一二、一八	平成一八、〃　二〇
〃	上須川地区ほ場の整備	平成一六、一、九	〃　二四
柳井市	新庄浜地区農道の整備	平成一二、一〇、三〇	平成一七、三、二五

（三三一）　国営農地再編整備事業（豊北地区寺川換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区寺川換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年六月二十日

山口県知事　二　井　関　成

一　換地処分の年月日

平成十八年六月五日

二　換地処分の内容

国営農地再編整備事業（豊北地区寺川換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十八年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長　福　田　隆　司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、六四三
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四、六四三
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七二、〇二〇
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 六、三六七 玖珂郡選挙区 一五、六六〇 熊毛郡選挙区 一六、三八五 吉敷郡選挙区 一〇、六七四 厚狭郡選挙区 八、〇六六 豊浦郡選挙区 一三、三四三 大津郡選挙区 五、二九四 阿武郡選挙区 七、九五一 下関市選挙区 六、七七一 宇部市選挙区 九、八一〇 山口市選挙区 七、一四三 萩市選挙区 二、〇五四 徳山市選挙区 九、二〇八 防府市選挙区 二、〇六〇 下松市選挙区 四、九四六 岩国市選挙区 八、四八七 小野田市選挙区 一、三七九 光市選挙区 二、七四七 長門市選挙区 六、三七六 柳井市選挙区 九、一三九 美祢市選挙区 四、七四七 新南陽市選挙区 八、九七五
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	
副知事、出納長並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二七二、〇二〇
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項	

山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十八年六月二十日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会　長　清　水　栄太郎

一　指示の内容

(一)　次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨（いかり）等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為（以下「まぐろまきえづり等」という。）は、禁止する。

A　北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点）

B　北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）

C　北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）

D　北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点）

(二)　(一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海域	期間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a　北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点） b　北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点（日本測地	

系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点 c　北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点） d　北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点）	平成十八年七月一日から同年九月十五日まで
次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e　北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点） f　北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点） g　北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点） h　北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点）	平成十八年九月十六日から平成十九年一月三十一日まで

(三) (二)の承認（以下「委員会承認」という。）の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

1　漁業のために行う場合にあっては、まぐろまきえづり等に使用する船舶（以下「使用船舶」という。）を所有し、又は使用する漁業者

2　遊漁案内行為のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者

3　遊漁のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項に規定する漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶又は漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。この場合において、当該漁場利用協定は、山口県萩水産事務所長及び山口県海面利用協議会長の立会いの下に締結され、かつ、協定締結の当事者に地元関係漁業協同組合が含まれているものでなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会の交付する標旗を当該承認船舶の船橋の見やすいところに掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者が漁業法第六十七条第一項の規定による指示に関する告示（平成十八年山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号）による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二　指示の有効期間

平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日まで

平成十八年六月二十日印刷　発行所　山口県庁
平成十八年六月二十日発行　発行人　山口県知事
定価一箇月　金二千七百円（送料共）